

2 栄養関係

平成23年度末現在の「給食施設」は85,740施設となっており、そのうち「特定給食施設」は48,238施設(56.3%)で、「その他の給食施設」は37,502施設(43.7%)となっている(表3、図4)。

特定給食施設の「指定施設」は2,777施設(3.2%)となっている(図4)。

「特定給食施設」の種類別構成割合で見ると、「学校」(33.4%)が最も多く、次いで「老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設」(32.8%)、「病院・介護老人保健施設」(17.4%)の順となっている(図5)。

表3 給食施設数の年次推移

(単位：施設)

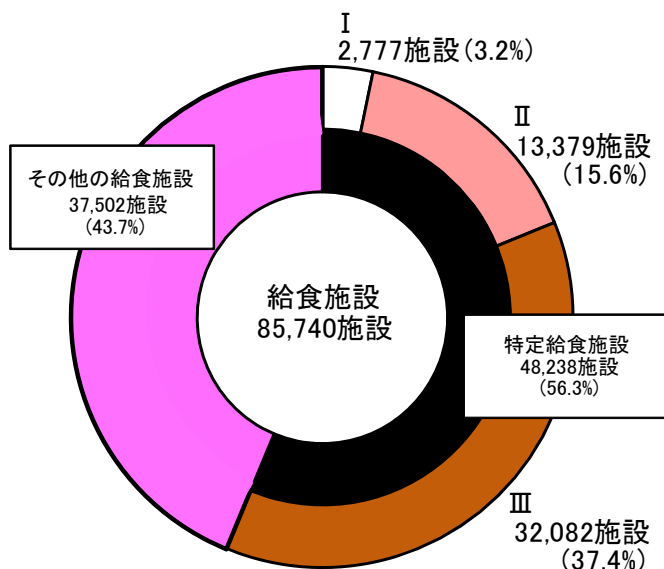
各年度末現在

	平成19年度 (2007)	20年度 ('08)	21年度 ('09)	22年度 ¹⁾ ('10)	23年度 ('11)
給食施設	84 779	84 486	84 613	83 641	85 740
特定給食施設	47 497	47 102	47 432	46 761	48 238
学校	16 615	16 257	16 423	15 890	16 104
病院・介護老人保健施設	8 300	8 224	8 292	8 187	8 401
老人福祉・児童福祉・社会福祉・矯正施設	14 605	14 632	14 884	14 975	15 835
事業所・寄宿舎	7 026	6 958	6 846	6 638	6 718
一般給食センター	465	464	424	447	454
その他	486	567	563	624	726
その他の給食施設	37 282	37 384	37 181	36 880	37 502

注：1)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県のうち郡山市及びいわき市以外の市町村が含まれていない。

図4 特定給食施設－その他の給食施設

平成23年度末現在



特定給食施設の3分類

I 指定施設

「指定施設」とは、医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの又はそれ以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事供給するものうち、都道府県知事が指定している施設をいう。

II Iを除く、1回300食以上又は1日750食以上

III I、IIを除く、1回100食以上又は1日250食以上

図5 特定給食施設の種類別構成割合

平成23年度末現在

